

# 公益財団法人全日本なぎなた連盟 暴力行為等相談窓口設置規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本なぎなた連盟（以下「本会」という。）における暴力行為等に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）に関して定めることを目的とする。

## (体制)

第2条 相談窓口は、本会コンプライアンス委員会の下に置き、その事務は本会事務局総務担当が所掌する

## (対象の違反行為)

第3条 相談窓口は、加盟団体に関する規程第2条に規定する会員が行った次の各号に掲げる違反行為を対象とする。

- (1) 身体的・精神的暴力行為
- (2) 身体的・精神的セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント
- (3) ドーピング及び薬物乱用
- (4) 不適切な経理処理及び不正行為
- (5) 法令、定款、本会の規程類に違反する行為
- (6) その他、本会の名誉又は信用を毀損する行為すべて

2 前項の規定に関わらず、学校管理下における活動に係る行為は、対象外とする。

## (利用方法)

第4条 相談窓口の利用方法は、本会への電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会のいずれかの方法によるものとする。

## (手続き)

第5条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者から事案の内容について聴取する。又は、加盟団体にその調査を命じ、報告させることができる。

2 相談窓口は、相談内容又は報告内容を速やかにコンプライアンス委員会に報告する。

3 コンプライアンス委員長は、事案の内容に応じて、コンプライアンス委員会を開催し審議する。

4 コンプライアンス委員会は、事案の解明のために、違反行為を行った疑いのある会員、その関係者及び関係団体に対し、事実関係についての説明または証拠資

料の提出を求め、もしくは現地調査をすることができる。又コンプライアンス委員会は、加盟団体に調査を命じ、その報告を受ける。

5 コンプライアンス委員会の調査の対象となった個人又は団体は、当該調査に協力しなければならない。

6 コンプライアンス委員会は、係争関係にある相談等については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構等へ相談及び問い合わせするよう、相談窓口を通して相談者に助言することができる。

7 コンプライアンス委員会は、事案に応じて、処分案を審議し、理事会に上程する。

8 次の各号のいずれかに該当するときは、相談に対応することを要しないものとする。

(1) 私怨に基づく相談、誹謗中傷を目的とする相談その他合理的な理由があるとき

(2) 相談者の氏名や連絡先等が不明など調査が困難なとき

(3) その他合理的な理由があるとき

#### (情報の保護)

第6条 相談に対応する役職員及びコンプライアンス委員会委員は、相談窓口に寄せられた相談に係る事実（相談者及び被害者の氏名や属性等個人を特定し得る情報を含む。）を秘密として保持し、正当な理由無く他に漏らしてはならない。

2 事案の確認及び対応の依頼を受けたコンプライアンス委員会並びに当該加盟団体は、正当な理由無く、相談及び調査内容等の内容を開示してはならない。

#### (対応者の責務)

第7条 相談に対応する本会の役職員及びコンプライアンス委員会委員、事案の確認及び対応の依頼を受けた当該加盟団体及び担当者は、事案の処理につき誠実に対応するよう努めなければならない。

#### (不利益取扱いの禁止)

第8条 本会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

#### (結果の開示)

第9条 本会は、相談について必要な対応を講じた場合、相談者又は被害者からの請求に応じて、請求者にその対応の内容を開示する。

2 前項に定める者以外からの開示請求については、それが公益的観点からして正当な理由が認められる場合は、本会は対応の内容を開示することができる。

#### (補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、コ

ンプライアンス委員会において定める。

(本規程の変更)

第11条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和3年2月21日より施行する。